

# 令和元年度 定期総会

と き 令和元年5月27日(月) 午後2時～

ところ 名張市防災センター 2階会議室



一般社団法人  
名張市観光協会



## 定期総会次第

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 ご 挨 拶

4. 定 足 数 の 報 告

5. 議 長 選 任

6. 議 事

第 1 号議案 平成 30 年度 事業報告について

第 2 号議案 平成 30 年度 収支決算報告について  
監 査 報 告

第 3 号議案 役員改選について

第 4 号議案 令和 元 年度 事業計画（案）について

第 5 号議案 令和 元 年度 収支予算（案）について

7. そ の 他

8. 閉 会

## 平成30年度 事業報告

### I 公益事業に関わる事業

#### 1. 名張観光まち歩き事業

(1) ボランティアガイドと歩こう企画

月 日	名 称	場 所	参加者数
4 月 23 日	斎王上路に続く古の道を歩く	赤目～名張駅	23 名
5 月 28 日	美旗古墳群巡り	美旗地区	21 名
6 月 25 日	旧町散策	旧名張町	48 名
9 月 24 日	夏見廃寺・積田神社の歴史散策	夏見	26 名
10 月 22 日	黒田荘と黒田の悪党・大江氏をめぐる	黒田・大屋戸	26 名
11 月 26 日	美波多神社・新田水路散策	美旗・新田	18 名

(2) 定例会 毎月 第3火曜日 於：名張市市民情報交流センター

(3) 通年ガイド案内 38 件 1,724 名 (H29：25 件 1,020 名)

### II 観光客誘致促進に関わる事業

#### 1. 名張市観光情報発信

(1) 観光パンフレット・ポスターなど印刷物の制作と配布

- ・名張市や協会員、広域観光団体などと制作協力したパンフレットの設置、配布
- ・観光ガイドマップ 増刷
- ・三重県と連携「みえ食旅パスポート」を配布
- ・近畿日本ツーリスト 近鉄沿線パンフレット(年間2回発行)掲載
- ・Youtube にて季節のイベントに合わせ動画配信 など



観光ガイドマップ A2版 4ツ山ジャバラ  
後2ツ折り QR コード 28 アイテム付  
20,000 部増刷



名張市観光協会  
YouTube チャンネル

(ホームページ ページビュー：アクセス件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
17,166	18,523	15,211	80,201	35,912	19,852
10月	11月	12月	1月	2月	3月
30,008	52,586	11,268	12,497	14,667	13,869

合計 321,760 件 (昨年対比 24%増)

(Twitter)

フォロワー数 2,832 人 (H31.5.9 現在) トータルツイート件数 14,515 件

・ 一日平均6件を発信 (観光情報、会員店紹介などのタイムリーな情報を発信)

(Facebook)

フォロワー数 650 人 (H31.5.9 現在)

### (3) 観光キャンペーンの開催及び参画

7月3日	東大和西三重キャンペーン	(近鉄上本町駅構内)
7月5日	〃	(近鉄京都駅構内)
11月30日	三重県フェア	(イオンモール京都桂川)
1月11～13日	名張おいしいものまつり	(三重テラス)
3月7日	三重県観光物産展	(ディアモール大阪)

## 2. メディアへの取材協力及び情報提供

- ・ 通年対応 旬の観光情報、及び写真データなどの提供  
ラジオ、テレビ番組の取材対応  
新聞、雑誌等へのパブリシティ掲載 など
- ・ 毎週金曜日 FMなばり 観光コーナー「Evening Station 83.5」(14:20～14:40)

## 3. 観光旅行商品の開発と販売促進

- ・ 関西を中心とした旅行会社、メディアへの営業活動 … 県関西事務局と連携
- ・ 近鉄の観光・宣伝部との連携による旅行企画の開発、宣伝からハイキング客を誘致
- ・ 東京・三重テラスで「名張おいしいものまつり」期間内に旅行商品商談会を開催

## 4. 動画撮影とその発信、及び編集保存

「なばりの情景撮影業務委託事業」として季節ごとの風景や祭り、イベントなどをドローン映像を交えて撮影し、ホームページやYouTubeで発信した。ビジュアル的に伝えることで「名張へ来たい。」思いをかり立てます。

また、アーカイブスとしての価値もあり、メディア取材や市などへの画像提供機会に対応していることから今後も継続していきたい。

[アップ例]

平成31年 松明調進行事



### Ⅲ 観光客の受け入れに関わる事業

#### 1. 観光地づくりに関わる事業

- (1) 赤目四十八滝を基幹とするエコツーリズム事業を情報発信により支援し推奨  
「忍者の森」における忍者修行体験、長坂山トレッキングコースの紹介、  
赤目四十八滝のライトアップ、滝まいりなどのイベント紹介 など
- (2) 名張地区（旧町）のまち歩き事業  
旧町にある歴史的史跡や昔ながらの風景、グルメなどを巡る「まち歩き」を観光資源としてツアー企画し旅行商品として活用、地域の活性化に貢献していくこととしている。

#### 2. 名張の素材を使った販売事業

- ・ ふるさと納税の返礼品企画とその受注事務において納税者に向け観光誘致をPR
- ・ 伊賀流忍者ロゴ入りTシャツ・ポロシャツ等の製作販売、ひやわんグッズなどの委託販売
- ・ 名張の和菓子の詰合せ「やしんぼセット」の受注、販売から発送業務

#### 3. 日本酒と食のフェスタ「DON! BARIBAR（呑! ぱりぱる）」を開催

開催日：5月13日

会場：上本町アーケード、及び中町えんむすび通り

- \* 広域観光圏内の蔵元、飲食店、菓子店など29店舗が出店。来場者数は2,400人。  
関西五私鉄主催のウォーキングイベントとタイアップし参加者を確保した。

#### 4. 観光イベント、地域イベントの支援と協力

名張市内で開催される祭やイベントへの参加と、情報提供による協力・支援を行った。

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 4月7日       | 名張桜まつり                      |
| 4月17日      | 宇流富志禰神社春季例大祭                |
| 6月13日      | やなせ祭り                       |
| 7月28日      | 名張川納涼花火大会：台風の為中止            |
| 10月27日、28日 | 名張秋まつり                      |
| 11月24日     | 秋の名張川花火大会                   |
| 1月9日       | 滝之原 若子まつり                   |
| 2月7日、8日    | 八日戎（福娘の選考、はまぐり入り粕汁のふるまい）    |
| 2月11日      | 松明調進 桧の切出し                  |
| 3月12日      | 松明調進 東大寺へ（同事業の調進参加者募集事務の請負） |
| 3月31日      | 赤目四十八滝「滝まいり」安全祈願祭           |

#### 5. 名張かわまちづくり協議会への参画

国土交通省が黒田地区で引き提事業と一体化して実施することとなった「名張かわまちづくり計画」を実現するため名張市が設立した名張かわまちづくり協議会に参画した。

同会では、実行部会に属し施工箇所周辺でのイベントを中心とした計画に関わっていくこととなった。

なお、新年度の事業計画（案）の中で今後の事業化についてふれています。

## IV 会員事業と協会運営に関わる事業

### 1. 情報収集力、提供力の向上と案内所機能の充実

お客様の多様なニーズに応えるため、会員のスポット情報や提供グルメなどをタイムリーに情報提供が行えるインフォメーション体制を確立させた。

- ・ 事務局 名張産業振興センター「アスピア」
- ・ 駅前案内所 近鉄名張駅西口

平成 30 年度実績 窓口対応 6,025 人 (前年比 25%減)  
電話対応 2,103 件 (前年比 10.8%増)

\* 電話対応の増加要因 … 花火大会の中止決定と、赤目四十八滝、香落溪の台風被害による通行止め情報

- ・ 青蓮寺湖ぶどう組合への事務職員派遣による連携
- ・ 日本サンショウウオセンター、赤目ビジターセンターとの発信業務連携

### 2. 会員が協会ホームページから自ら行うおすすめ情報の提供

協会ホームページのアカウント情報を会員に提供することで、新鮮な情報をタイムリーにアップしてもらえる仕組みを導入しているので、引き続き積極的にご利用いただきたい。

### 3. 観光施設、観光案内、事業委託業務

#### (1) 委託業務・事務局運営・管理業務

- [名張市] ・ インフォメーション事業委託
- ・ 観光客誘致事業委託
- ・ 名張駅前（西口）公衆便所管理業務委託
- [青蓮寺湖ぶどう組合] ・ 青蓮寺湖ぶどう組合業務管理

- [事務受託] ・ 名張川納涼花火大会
- ・ 春を呼ぶ会
- ・ 名張市・豊島区文化交流都市協定締結 15 周年記念事業  
「なばりキャンプ 2018」

\* 両自治体の子どもたちによる交流事業で、豊島区からの旅程企画とツアー代金の精算事務

#### (2) 活動支援

観光ボランティアガイド「おきつも」の活動を事務的に支援

#### (3) 「テロ対策パートナーシップ」モデル事業所（名張警察署要請）の受け入れ

(11 月末まで)

### 4. 新入会員、賛助会員の拡大

正会員 155 団体（特別会員含む） 賛助会員 3 名 (H31.03.31 現在)

### 5. 協会運営ビジョンの実現

協会が社団法人として観光事業において機能できる体制を整えるため策定された運営ビジョンを実践し、地域で果たすべき役割を果たし、安定した協会運営を目指した。

## 貸借対照表

平成 31年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	6,653,403	8,605,744	△ 1,952,341
未収会費	0	0	0
未収金	1,671,610	2,183,742	△ 512,132
たな卸資産	294,848	276,125	18,723
その他流動資産	5,400	0	5,400
流動資産合計	8,625,261	11,065,611	△ 2,440,350
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
車両運搬具	138,477	276,954	△ 138,477
保証金	9,770	9,770	0
その他固定資産合計	148,247	286,724	△ 138,477
固定資産合計	148,247	286,724	△ 138,477
資産合計	8,773,508	11,352,335	△ 2,578,827
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	478,032	△ 478,032
未払法人税等	72,000	86,900	△ 14,900
未払消費税等	338,100	284,400	53,700
預り金	237,780	47,966	189,814
流動負債合計	647,880	897,298	△ 249,418
2. 固定負債			0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	647,880	897,298	△ 249,418
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	8,125,628	10,455,037	△ 2,329,409
正味財産合計	8,125,628	10,455,037	△ 2,329,409
負債及び正味財産合計	8,773,508	11,352,335	△ 2,578,827



# 正味財産増減計算書

平成 30年 4月 1日 から平成 31年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
正会員受取会費	2,058,000	2,177,000	△ 119,000
特別会費	500,000	700,000	△ 200,000
受取会費計	2,558,000	2,877,000	△ 319,000
事業収益			
事業収益	15,854,696	13,268,454	2,586,242
受取補助金等			
受取地方公共団体補助金	4,500,000	4,500,000	0
受取負担金			
受取負担金	1,009,465	1,021,120	△ 11,655
雑収益			
受取利息	78	82	△ 4
雑収益	92,864	64,344	28,520
雑収益計	92,942	64,426	28,516
経常収益計	24,015,103	21,731,000	2,284,103
(2) 経常費用			
〔事業費〕			
期首たな卸高	276,125	297,673	△ 21,548
仕入高	7,178,227	5,924,806	1,253,421
期末たな卸高	△ 294,848	△ 276,125	△ 18,723
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	5,302,267	4,668,966	633,301
退職給付費用	150,000	360,000	△ 210,000
福利厚生費	357,522	400,078	△ 42,556
旅費交通費	1,200,855	659,107	541,748
通信運搬費	172,160	127,780	44,380
消耗品費	743,330	605,087	138,243
印刷製本費	1,263,254	1,021,852	241,402
燃料費	0	6,584	△ 6,584
光熱水料費	936	0	936
賃借料	95,800	82,135	13,665
保険料	35,578	24,840	10,738
会場設営費	512,866	0	512,866
租税公課	338,100	284,400	53,700
負担金支出	14,764	81,098	△ 66,334
委託費	0	0	0
雑費	28,403	0	28,403
事業費計	17,375,339	14,268,281	3,107,058
〔管理費〕			
給料手当	3,646,245	0	3,646,245
賞与	0	150,445	△ 150,445
臨時雇賃金	1,391,147	1,897,676	△ 506,529
福利厚生費	640,837	65,643	575,194

会議費	4,924	10,800	△ 5,876
交際費	33,468	26,209	7,259
旅費交通費	8,440	5,360	3,080
通信運搬費	640,985	648,799	△ 7,814
減価償却費	138,477	276,953	△ 138,476
消耗品什器備品費	105,000	0	105,000
消耗品費	127,065	164,593	△ 37,528
修繕費	35,100	0	35,100
印刷製本費	114,130	115,795	△ 1,665
燃料費	44,145	37,146	6,999
光熱水料費	54,126	51,947	2,179
賃借料	1,075,421	1,100,812	△ 25,391
保険料	77,100	52,640	24,460
租税公課	17,704	9,407	8,297
支払負担金	151,899	149,926	1,973
委託費	486,000	486,000	0
車両費	102,800	17,820	84,980
雑費	2,160	200	1,960
管理費計	8,897,173	5,268,171	3,629,002
経常費用計	26,272,512	19,536,452	6,736,060
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,257,409	2,194,548	△ 4,451,957
当期経常増減額	△ 2,257,409	2,194,548	△ 4,451,957
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
その他の経常外費用			
退会者処理損失	0	12,000	△ 12,000
経常外費用計	0	12,000	△ 12,000
当期経常外増減額	0	△ 12,000	12,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,257,409	2,182,548	△ 4,439,957
法人税、住民税、及び事業税	72,000	86,900	△ 14,900
当期一般正味財産増減額	△ 2,329,409	2,095,648	△ 4,425,057
一般正味財産期首残高	10,455,037	8,359,389	2,095,648
一般正味財産期末残高	8,125,628	10,455,037	△ 2,329,409
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	8,125,628	10,455,037	△ 2,329,409

# 収支計算書

[平成30年4月1日～平成31年3月31日まで]

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
① 会費収入				
正会員会費収入	2,100,000	2,058,000	△ 42,000	正会員 155名 賛助会員 3名
特別会費	700,000	500,000	△ 200,000	赤目四十八滝溪谷保勝会
会費収入計	2,800,000	2,558,000	△ 242,000	
② 事業収入				
事業収入	12,800,000	15,854,696	3,054,696	公益事業(まち歩き事業) 29,000円 名張市からの受託事業 及びパンフ等売上 6,390,505円 青蓮寺湖ぶどう組合事務受託 120,636円 グッズ、クーポン販売 410,460円 ふるさと納税返礼品売上 7,220,114円 吞ばりばる 1,324,600円 その他事務受託等 359,381円
③ 補助金等収入				
地方公共団体補助金収入	4,500,000	4,500,000	0	名張市
④ 負担金収入				
負担金収入	1,020,000	1,009,465	△ 10,535	青蓮寺湖ぶどう組合(貸金実費分収入)
⑤ 雑収入				
受取利息収入	0	78	78	
雑収入	30,000	92,864	62,864	やしんぼセット送料、 ふるさと納税返礼品送料、 とれたて名張交流館事務手数料ほか
収入計	18,350,000	21,457,103	3,107,103	
事業活動収入計	21,150,000	24,015,103	2,865,103	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
仕入高	4,460,000	7,159,504	2,699,504	ふるさと納税返礼品、やしんぼセット、 和菓子食べ歩き、 忍者ポロシャツ ほか
臨時雇賃金	6,050,000	5,452,267	△ 597,733	臨時職員賃金(案内、営業関連)
旅費交通費	700,000	1,200,855	500,855	職員出張旅費、 ボランティアガイド研修旅費
福利厚生費	550,000	357,522	△ 192,478	社会保険料 ほか
通信運搬費	300,000	172,160	△ 127,840	観光展等のグッズ送料、 やしんぼセット送料
消耗品費	650,000	743,330	93,330	ノベルティ商品製作、駅前トイレ消耗品、 会議資料コピー代 ほか
印刷製本費	1,000,000	1,263,254	263,254	観光ガイドマップ、 イベントポスター・チラシ ほか
光熱水料費	0	936	936	イベント時電気料金
燃料費	10,000	0	△ 10,000	観光キャンペーン等 ガソリン代
賃借料	390,000	95,800	△ 294,200	学習会会議室使用料、 イベント時の家屋賃借料 など
会場設営費	0	512,866	512,866	吞ばりばる会場設営経費
保険料	30,000	35,578	5,578	ボランティアガイドと歩こう会 参加者保険料

# 収支計算書

[平成30年4月1日～平成31年3月31日まで]

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
負担金	100,000	14,764	△ 85,236	共同広告負担金、ガイド分入場料負担など
雑 費	0	28,403	28,403	土地等一時借用のお礼菓子代 ほか
租税公課	0	338,100	338,100	30年度未払消費税
事業費支出計	14,240,000	17,375,339	3,135,339	
② 管理費支出				
賞与	0	250,000	250,000	専務理事賞与
給料手当	3,450,000	3,396,245	△ 53,755	専務理事、正職員
臨時雇賃金	0	1,391,147	1,391,147	臨時職員賃金
福利厚生費	300,000	640,837	340,837	健康診断料、社会保険料 ほか
会議費	20,000	4,924	△ 15,076	総会お茶賄い、総会会議室使用料
交際費	30,000	33,468	3,468	慶弔費、食糧費
旅費交通費	30,000	8,440	△ 21,560	各種会議、及び研修旅費
通信運搬費	530,000	640,985	110,985	サーバー使用料、電話代、各種郵便代 等
減価償却費	0	138,477	138,477	車の減価償却
消耗什器備品費	100,000	105,000	5,000	パソコン購入
消耗品費	200,000	127,065	△ 72,935	事務用品購入
修繕費	0	35,100	35,100	駅前案内所のドア修理
印刷製本費	150,000	114,130	△ 35,870	コピーカウント料、事務用封筒、 名刺印刷 ほか
燃料費	50,000	44,145	△ 5,855	ガソリン代
光熱水料費	60,000	54,126	△ 5,874	駅前案内所 電気代
賃借料	1,150,000	1,075,421	△ 74,579	アスピア・駅前案内所家賃、会議室使用料 複合機リース料 ほか
保険料	60,000	77,100	17,100	自動車保険、県事故費用共済
租税公課	20,000	17,704	△ 2,296	印紙代、自動車税、預金利息源泉所得税
負担金	150,000	151,899	1,899	三重県観光連盟、商工会議所等会費、 社会保険協会会費 ほか
委託費	500,000	486,000	△ 14,000	税理士委託料
車両費	100,000	102,800	2,800	車検、点検料
雑支出	10,000	2,160	△ 7,840	ごみ処理費
管理費支出計	6,910,000	8,897,173	1,987,173	
③ その他の支出				
退会者処理損失	0	0	0	29年度未収会費振替
法人税、住民税及び事業税		72,000	72,000	30年度未払法人税
その他の支出計	0	72,000	72,000	
事業活動支出計	21,150,000	26,344,512	5,194,512	
事業活動収支差額	0	△ 2,329,409	△ 2,329,409	

# 収支計算書

[ 平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日 まで ]

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
① 固定資産取得支出				
車両運搬具購入	0	0	0	
② 敷金・保証金				
保証金支出	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>	0	0	0	
	0	0	0	
当期収支差額	0	△ 2,329,409	△ 2,329,409	
前期繰越収支差額	2,000,000	7,520,608	5,520,608	
次期繰越収支差額	2,000,000	5,191,199	3,191,199	

# 監査報告

一般社団法人名張市観光協会定款第34条の規程により会計監査を行った結果、会計が正確であることを認めます。

令和元年5月21日

一般社団法人 名張市観光協会

監事 福嶋 浩二

監事 辻本 俊志

(副本につき印省略)

## 役員の改選について

下表のとおり、役員改選を提案します。

## 令和元年度 役員名簿

役職	氏名	事業所、団体等	所属部会
会長	玉置 英治	(株)対泉閣	
副会長	山端 武彦	名張川漁業協同組合	
副会長	寺田 文則	(有)名張観光ツーリスト	総合戦略
専務理事	福井 眞佐也	(一社)名張市観光協会	
理事	伊藤 英次	(有)手づくり農園	総合戦略
〃	小川 貴司	赤目山水園	総合戦略
〃	栢本 健司	青蓮寺湖ぶどう組合	企画開発
〃	大谷 英紀	丸福精肉店	企画開発
〃	西田 哲也	(有)小木屋食品	会員交流
〃	仲 範和	三重交通(株)伊賀営業所 所長	
〃	角田 勝	すみた酒店 (はなびし庵)	
〃	豊岡 千代子	豊岡溶工所(有)	
〃	市橋 雅美	(有)賛急屋	
監事	辻本 俊志	(株)大道建設	
〃	福嶋 浩二	青蓮寺レークホテル	

(順不同・敬称略)

## 令和元年度 事業計画

## I 公益事業に関わる事業

## 1 観光まち歩き事業

## (1) 「ボランティアガイドと歩こう(年6回)」企画

観光ボランティアガイドが名張市内の名所旧跡や観光スポットを中心にその由緒やエピソードなどを案内して歩き、参加者の名張への好奇心を育み、これまでは詳しく知らなかったこのまちの魅力を伝えていきます。このことで名張への愛着と名張の観光に対する意識を高め、これを拡散してもらえるよう促します。

## (2) 観光ボランティアガイドの案内スキルの向上支援

案内依頼のある日々のガイドに対応するため、定期的にガイド間で勉強会を催し、案内スキルの向上を目指していることから、こうしたことに対し講師派遣や会場の確保などにより優遇的な支援を行います。

## II 観光客の誘致促進に関する事業

## 1 観光客誘致促進事業

## (1) 観光パンフレット、リーフレットなど宣伝用の紙媒体の制作と配布

- ・ 観光ガイドマップのQRコードで読み取れる動画、写真データのメンテナンス、更新
- ・ 動画データや写真データを挿入したまち歩きマップの制作
- ・ 観光ポスターの制作
- ・ これら成果品を大量消費をする市などの公共的機関への販売

## (2) ホームページやSNSによる情報発信

- ・ 名張の観光情報、イベントのお知らせなどの発信
- ・ ブログ、Facebook、Twitter を利用したタイムリーな情報発信
- ・ 会員へのアカウント情報提供により、自身でHP上のお知らせ更新が行える会員向けページへの事業参画を引続き要請

## (3) 観光キャンペーンなどのPR活動の開催と参加

- ・ 都市圏、近鉄沿線における観光展やキャラバンの開催
- ・ 他の観光関係団体とタイアップして行う観光キャンペーンへの参画  
など

## (4) 観光旅行商品の開発と提案

- ・ 旅行商品の商談会などでの商品提案と商談後の各社への販売促進



- ・ 広域観光を基調とした旅行エージェント向け旅行商品の企画開発と営業活動 … 体験や見学機会のある商品を主力に提案する
  - ・ ガイドマップのデータを活用してビジュアル効果を与える提案を行う
- (5) メディアへの情報提供と取材協力
- ・ 三重県が行う旅行相談会やメディアとの交流会への積極的な参画
  - ・ 取材協力と興味をそそる受入れ体制を整える
    - … メディアを対象とする取材ツアーの開催
  - ・ 観光情報、写真データなどの積極的な提供
  - ・ テーマのある効果的な企画に限った新聞、雑誌などへの広告掲載

## 2 観光関連団体との連携の強化

- (1) 広域観光連盟などとの連携を強化し、イベント開催のみならず、旅行企画や観光情報の発信を協力して行います。
- ・ 名張市
  - ・ 三重県、東京事務所、三重テラス、関西事務所
  - ・ 公益社団法人三重県観光連盟
  - ・ 東大和西三重観光連盟、東奈良名張ツーリズム・マーケティング
  - ・ 近畿日本鉄道株式会社、三重交通株式会社 など
- (2) 赤目四十八滝溪谷保勝会との協力体制の確立
- ・ 情報の提供内容や誘致対象などが共通する保勝会の観光客誘致事業と効率的に連携し、観光客にとって一日の来訪で複数の観光スポットが周遊でき観光素材の選択要素もある「市内広域観光」としての魅力を提供します。
  - ・ 本年度より保勝会が実施主体となり着手する地方創生推進交付金事業「赤目四十八滝『忍者・自然・精神』ニューツーリズム創造事業」の実施に係り、そのための協力体制は惜しまず連携を図ることとします。
- (3) メディアや旅行会社などとの良好な営業環境を形成し維持します。

## Ⅲ 観光客の受入れ案内に関する事業

### 1 「名張かわまちづくり計画」の推進

国土交通省が黒田地内で引き堤事業と一体化して実施することとなった「名張かわまちづくり計画」に積極的に関わります。

この「名張かわまちづくり計画」を名張の観光の要所づくりとして最後のチャンスと受けとめ、店舗や案内機能、休憩所などを備えた施設の設置に向け、プロジェクト化して臨みます。

## 2 観光地づくりに関わる事業

グルメや体験を基調としたツアーを企画し、関連機関の協力を得て事業展開します。

## 3 名張の食材を使った事業

市の乾杯条例と菓子条例の制定をセールスポイントに加えた「食フェス」、「街バル」的イベント事業の開催を継続します。

… 令和元年度は、5/3開催の「DON!BARIBAR (呑!ばりばる)」  
また、現在実施している「やしんぼセット」や「和菓子食べ歩き」を継続するとともに、ふるさと納税事業の返礼品で季節限定商品などを提案し収益事業の拡大に努めます。

## 4 地域イベントへの協力

地域や市内の各種団体が開催するイベントに対して事業貢献を進め、協会が持つ情報発信力を利用して来場者数の増加や活性化につながるよう協力します。

- ・ 名張川納涼花火大会（実行委員会事務局）
- ・ 八日戎（福娘選考事務とはまぐり入り粕汁のふるまい）
- ・ 松明調進行事（参加者の取りまとめ事務）
- ・ 名張桜まつり、鮎バトル、隠街道市、名張秋まつりなど、市内イベントや伝承行事への参加協力と情報発信事務

## 5 外国人観光客の受入れ

東京オリンピックや大阪万博を見据え、三重県外国人誘致促進協議会や東奈良名張ツーリズム・マーケティングなどと連携しながら、広域的な受入れ体制を整えます。

## 6 情報の収集力、発信力の向上と案内所機能の充実

多様化するお客様のニーズに応えるため、タイムリーな情報提供ができるインフォメーション体制を引き続き進めます。

- ・ 名張産業振興センター「アスピア」内 事務局
- ・ 名張駅前案内所
- ・ 青蓮寺湖ぶどう組合 山ゆり案内所
- ・ 赤目ビジターセンター「エコツアーデスク」との発信機能の連携

# IV 会員事業と協会運営に関わる事業

## 1 協会運営ビジョンに伴う事務事業の実践

運営ビジョンに沿って設置した部会制度について、各部会が機能しやすい体制とするため、協議する事業目的を絞り込み明確化することや協議手法そのものを見直すなどし、会員参加により事務事業を計画し実践します。また、地域の社団法人として協会が果たすべき役割を果たし、市民から信頼を寄せられる安定した協会運営を目指します。

## 2 観光戦略の策定

市が昨年策定した「観光戦略」における事業がより観光客のニーズに沿ったもの、会員個々の事業益となるものとするため、具現化できるものから詳細な計画を考え、取組みます。

## 3 会員特典の追求

現在実施している協会ホームページ上のアカウント情報の提供を会員に勧め、これによる新たな観光素材の創造に期待するとともに、これらを反映した旅行商品化を進めます。また、会員対象の研修や学習会などを開催し、「観光マインド」を形成するとともに、会員間の交流機会をつくります。

## 令和元年度 収支予算

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位：円)

科目	予算	前年度予算	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 会費				
正会員会費収入	1,900,000	2,100,000	△ 200,000	
特別会費	500,000	700,000	△ 200,000	赤目四十八滝溪谷保勝会
会費収入計	2,400,000	2,800,000	△ 400,000	
② 事業収入				
事業収入	12,800,000	12,800,000	0	市事業受託、青蓮寺湖ぶどう組合事務受託、 花火事務局受託、ふるさと納税返礼品事務、 まち歩き参加費、和菓子食べ歩きクーポン、やしんぼ セット、酒バル売上、パンフレットほかグッズ類売上 等
③ 補助金等収入				
地方公共団体補助金収入	4,500,000	4,500,000	0	名張市
④ 受取負担金	2,350,000	1,020,000	1,330,000	青蓮寺湖ぶどう組合（貸金実費分）
⑤ 雑収入				
受取利息収入他	30,000	30,000	0	
事業収入計	19,680,000	18,350,000	1,330,000	
事業活動収入合計	22,080,000	21,150,000	930,000	
2 事業活動支出				
① 事業費支出				
仕入高	4,590,000	4,460,000	130,000	ふるさと納税返礼品仕入、酒バル出店者商品、 やしんぼセット、ポロシャツほか物販仕入 等
人件費	5,900,000	6,050,000	△ 150,000	職員給与、案内業務臨時職員賃金
旅費交通費	1,000,000	700,000	300,000	観光キャンペーン・販促営業等出張旅費、 ボランティアガイド研修旅費
福利厚生費	400,000	550,000	△ 150,000	事業費分人件費に係る社会保険料 ほか
通信運搬費	200,000	300,000	△ 100,000	観光展等催事用品送料、やしんぼセット送料
消耗品費	700,000	650,000	50,000	イベント用消耗品、ノベルティー商品製作、 駅前トイレ消耗品、会議書類コピー代 ほか
印刷製本費	1,140,000	1,000,000	140,000	まち歩きマップ製作、ポスター製作 等

科目	予算	前年度予算	差異	備考
光熱水料費	10,000	0	10,000	イベント時経費
燃料費	10,000	10,000	0	観光キャンペーン等 ガソリン代
賃借料	90,000	390,000	△ 300,000	会議室使用料、駅前案内所家賃(公益事業分)、イベント用品賃借
保険料	70,000	30,000	40,000	事業参加者、ボランティアガイド等 保険料
会場設営費	100,000	0	100,000	市内イベント会場設営費
租税公課	348,000	0	348,000	30年度未払消費税
負担金	80,000	100,000	△ 20,000	花火大会協賛金、会議・交流会等 負担金
事業費支出計	14,638,000	14,240,000	398,000	
② 管理費支出				
給料手当	3,460,000	3,450,000	10,000	専務理事、事務担当臨時職員賃金
福利厚生費	680,000	300,000	380,000	社会保険料、職員健康診断 ほか
会議費	10,000	20,000	△ 10,000	各種会議の会議室使用料、お茶賄い など
交際費	30,000	30,000	0	慶弔費、食糧費
旅費交通費	30,000	30,000	0	会議、研修旅費
通信運搬費	600,000	530,000	70,000	サーバー使用料、電話代、郵便料 等
減価償却費	70,000	0	70,000	車両償却分
消耗什器備品費	90,000	100,000	△ 10,000	事務用備品購入
消耗品費	150,000	200,000	△ 50,000	事務用品購入
修繕費	50,000	0	50,000	施設・備品 修繕料
印刷製本費	120,000	150,000	△ 30,000	コピーカウント料、封筒印刷、名刺印刷 等
燃料費	50,000	50,000	0	ガソリン代
光熱水料費	60,000	60,000	0	駅前案内所電気代
賃借料	1,150,000	1,150,000	0	アスピア事務所家賃、駅前案内所家賃、会議室使用料、複合機リース料 等
保険料	80,000	60,000	20,000	自動車保険、県事故費用共済
租税公課	92,000	20,000	72,000	法人税、自動車税、収入印紙代 等
負担金	150,000	150,000	0	県観光連盟、商工会議所、社会保険協会 等会費
委託費	500,000	500,000	0	税理士顧問料
車両費	60,000	100,000	△ 40,000	車点検料

科目	予算	前年度予算	差異	備考
雑費	10,000	10,000	0	
管理費支出計	7,442,000	6,910,000	532,000	
事業活動支出合計	22,080,000	21,150,000	930,000	
事業活動収支差額	0	0	0	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額調整額	2,000,000	2,000,000	0	
次期繰越収支差額	2,000,000	2,000,000	0	

資料編

一般社団法人 名張市観光協会 定款

平成17年 4月 1日 施行

平成25年 4月 1日 一部改正

平成27年 7月 21日 一部改正

# 一般社団法人名張市観光協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人名張市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県名張市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、名張市及び周辺地域における観光資源の発掘、開発とその活用に関する事業を行い、よって観光客の誘致を行い、観光事業の健全な発展と地域経済の活性化を図り、地域の文化と観光の振興に寄与しつつ、個性豊かな観光都市の形成に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝と観光客の誘致促進に関する事業
- (2) 観光客の受入れ案内に関する事業
- (3) 観光ボランティアの育成、支援に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。



(入 会)

第6条 この法人の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 事業計画及び収支予算の承認（これらを変更する場合も含む）

- (3) 事業報告の承認
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 理事及び監事の選任又は解任
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定期総会として、毎事業年度終了後、3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散及び残余財産の処分
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票

数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。
- 5 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を提出して行う。
- 6 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

#### (議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長は、当該総会において出席した正会員の中から議事録署名人を2名指名する。
  - 3 会長、議長及び議事録署名人2名は、第1項の議事録に署名押印する。
  - 4 議事録は、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第5章 役員

#### (役員の設定)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上25名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、4名以内を代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうち、1名を法人法上の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という）とする。

#### (役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 理事会の決議によって、代表理事より会長1名及び副会長3名以内を選定する。
  - 4 業務執行理事をもって専務理事とする。
  - 5 監事は、この法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

#### (理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、業務を掌握し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録は、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く
- 3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第36条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書
- (9) 第22条第1項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、会長 玉置英治、副会長 杉本誠一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

